

# 鹿 児 島 県 公 報

令和 4 年 9 月 16 日 (金) 第 346 号 の 3



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

### 規 則

○鹿 児 島 県 職 員 の 期 末 手 当 及 び 勤 勉 手 当 支 給 規 則 及 び 鹿 児 島 県 会 計 年 度 任 用 職 員 の 給 与 等 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (※) (人事課取扱い) 1

○鹿 児 島 県 職 員 の 勤 務 時 間 , 休 暇 等 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (※) (人事課取扱い) 1

○鹿 児 島 県 職 員 等 の 育 児 休 業 等 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (※) (人事課取扱い) 2

### 訓 令

○鹿 児 島 県 職 員 服 務 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令 (※) (人事課取扱い) 2

○鹿 児 島 県 非 常 勤 職 員 の 勤 務 時 間 , 休 暇 等 に 関 す る 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令 (※) (人事課取扱い) 7

## 規 則

鹿 児 島 県 職 員 の 期 末 手 当 及 び 勤 勉 手 当 支 給 規 則 及 び 鹿 児 島 県 会 計 年 度 任 用 職 員 の 給 与 等 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る。

令和 4 年 9 月 16 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

### 鹿 児 島 県 規 則 第 36 号

鹿 児 島 県 職 員 の 期 末 手 当 及 び 勤 勉 手 当 支 給 規 則 及 び 鹿 児 島 県 会 計 年 度 任 用 職 員 の 給 与 等 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

(鹿 児 島 県 職 員 の 期 末 手 当 及 び 勤 勉 手 当 支 給 規 則 の 一 部 改 正)

第 1 条 鹿 児 島 県 職 員 の 期 末 手 当 及 び 勤 勉 手 当 支 給 規 則 (昭 和 44 年 鹿 児 島 県 規 則 第 50 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

第 12 条 第 2 項 第 5 号 を 次 の よう に 改 め る。

(5) 地 方 公 務 員 の 育 児 休 業 等 に 関 す る 法 律 (平 成 3 年 法 律 第 110 号。以 下 「育 児 休 業 法」 と い う。)第 2 条 の 規 定 に よ り 育 児 休 業 (期 末 手 当 支 給 条 例 第 4 条 第 2 項 第 2 号 ア 及 び イ に 掲 げ る 育 児 休 業 を 除 く。)を し て い る 職 員 と し て 在 職 し た 期 間

(鹿 児 島 県 会 計 年 度 任 用 職 員 の 給 与 等 に 関 す る 規 則 の 一 部 改 正)

第 2 条 鹿 児 島 県 会 計 年 度 任 用 職 員 の 給 与 等 に 関 す る 規 則 (令 和 2 年 鹿 児 島 県 規 則 第 37 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

第 13 条 第 2 項 第 2 号 中 「に よ り 育 児 休 業」の 次 に 「(期 末 手 当 支 給 条 例 第 4 条 第 2 項 第 2 号 ア 及 び イ に 掲 げ る 育 児 休 業 を 除 く。)」を 加 え , 「(同 条 第 1 項 の 承 認 を 受 け た 育 児 休 業 の 期 間 (当 該 期 間 が 2 以 上 あ る と き は , そ れ ぞ れ の 期 間 を 合 算 し た 期 間) が 1 箇 月 以 下 で あ る 者 を 除 く。)」を 削 る。

### 附 則

こ の 規 則 は , 令 和 4 年 10 月 1 日 か ら 施 行 す る。

鹿 児 島 県 職 員 の 勤 務 時 間 , 休 暇 等 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る。

令和 4 年 9 月 16 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

**鹿 児 島 県 規 則 第 37 号**

鹿 児 島 県 職 員 の 勤 務 時 間 ， 休 暇 等 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則  
鹿 児 島 県 職 員 の 勤 務 時 間 ， 休 暇 等 に 関 す る 規 則 ( 平 成 7 年 鹿 児 島 県 規 則 第 14 号 ) の 一 部 を 次  
の よ う に 改 正 す る 。

第 14 条 第 1 項 第 10 号 の 2 中 「 後 8 週 間 」 を 「 以 後 1 年 」 に 改 め る 。

附 則

こ の 規 則 は ， 令 和 4 年 10 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

.....

鹿 児 島 県 職 員 等 の 育 児 休 業 等 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る 。

令 和 4 年 9 月 16 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

**鹿 児 島 県 規 則 第 38 号**

鹿 児 島 県 職 員 等 の 育 児 休 業 等 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則  
鹿 児 島 県 職 員 等 の 育 児 休 業 等 に 関 す る 規 則 ( 平 成 20 年 鹿 児 島 県 規 則 第 35 号 ) の 一 部 を 次 の よ  
う に 改 正 す る 。

第 2 条 の 見 出 し 中 「 第 2 条 第 3 号 ア (イ) 」 を 「 第 2 条 第 4 号 ア (イ) 」 に 改 め ， 同 条 中 「 第 2 条 第  
3 号 ア (イ) 」 を 「 第 2 条 第 4 号 ア (イ) 」 に ， 「 第 6 条 」 を 「 第 7 条 」 に 改 め る 。

第 6 条 を 第 7 条 と し ， 第 5 条 を 第 6 条 と す る 。

第 4 条 ( 見 出 し を 含 む 。 ) 中 「 第 2 条 の 4 第 2 号 」 を 「 第 2 条 の 4 第 3 号 」 に 改 め ， 同 条 を 第  
5 条 と す る 。

第 3 条 の 見 出 し 及 び 同 条 第 1 項 中 「 第 2 条 の 3 第 3 号 イ 」 を 「 第 2 条 の 3 第 3 号 ウ 」 に 改 め ，  
同 条 を 第 4 条 と す る 。

第 2 条 の 次 に 次 の 1 条 を 加 え る 。

( 条 例 第 2 条 の 3 第 3 号 及 び 第 2 条 の 4 の 知 事 が 人 事 委 員 会 と 協 議 し て 定 め る 特 別 の 事 情 )  
第 3 条 条 例 第 2 条 の 3 第 3 号 及 び 第 2 条 の 4 の 知 事 が 人 事 委 員 会 と 協 議 し て 定 め る 特 別 の 事  
情 は ， 条 例 第 3 条 第 1 号 か ら 第 4 号 ま で に 掲 げ る 事 情 と す る 。

附 則

こ の 規 則 は ， 令 和 4 年 10 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

**訓 令**

**鹿 児 島 県 訓 令 第 9 号**

鹿 児 島 県 職 員 服 務 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令 を 次 の よ う に 定 め る 。

令 和 4 年 9 月 16 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

鹿 児 島 県 職 員 服 務 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令  
鹿 児 島 県 職 員 服 務 規 程 ( 昭 和 35 年 鹿 児 島 県 訓 令 第 25 号 ) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

第 13 条 の 2 第 2 項 中 「 辞 令 」 を 「 発 令 通 知 書 」 に 改 め る 。

第 13 条 の 3 第 1 項 を 次 の よ う に 改 め る 。

職 員 は ， 地 方 公 務 員 の 育 児 休 業 等 に 関 す る 法 律 ( 平 成 3 年 法 律 第 110 号 。 以 下 「 育 児 休 業  
法 」 と い う 。 ) 第 2 条 第 2 項 の 規 定 に よ り ， 育 児 休 業 の 承 認 を 請 求 し よ う と す る と き ( 鹿 児 島  
県 職 員 等 の 育 児 休 業 等 に 関 す る 条 例 ( 平 成 4 年 鹿 児 島 県 条 例 第 51 号 。 以 下 「 育 児 休 業 条 例 」  
と い う 。 ) 第 3 条 第 7 号 に 掲 げ る 事 情 に 該 当 し て 育 児 休 業 の 承 認 を 請 求 し よ う と す る と き を 除  
く 。 ) は ， 育 児 休 業 承 認 請 求 書 ( 別 記 第 9 号 様 式 の 3 ) を 育 児 休 業 を 始 め よ う と す る 日 の 1 月  
前 ま で ( 次 に 掲 げ る 場 合 は ， 2 週 間 前 ま で ) に 知 事 に 提 出 し な け れ ば な ら ぬ 。

- (1) 当 該 請 求 に 係 る 子 の 出 生 の 日 か ら 育 児 休 業 条 例 第 3 条 の 2 に 規 定 す る 期 間 内 に 育 児 休 業  
を し よ う と す る 場 合
- (2) 育 児 休 業 条 例 第 2 条 の 3 第 3 号 に 掲 げ る 場 合 に 該 当 す る 場 合 で あ つ て ， 当 該 請 求 を す る  
日 が 当 該 請 求 に 係 る 子 が 1 歳 に 達 す る 日 ( 当 該 請 求 を す る 非 常 勤 職 員 が 同 条 第 2 号 に 掲 げ

る場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする育児休業条例第 2 条の 3 第 2 号に規定する地方等育児休業（以下「地方等育児休業」という。）の期間の末日とされた日が当該請求に係る子が 1 歳に達する日後である場合は、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日とが異なるときは、そのいずれかの日）以前の日である場合

- (3) 育児休業条例第 2 条の 4 の規定に該当する場合であつて、当該請求をする日が当該請求に係る子が 1 歳 6 か月に達する日以前の日である場合

第 13 条の 3 第 4 項を削り、同条第 3 項中「前 2 項」を「前 3 項」に改め、同項に次のただし書を加え、同項を同条第 4 項とする。

ただし、任期を定めて採用された職員が育児休業条例第 3 条第 7 号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求した場合は、この限りでない。

第 13 条の 3 中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 職員は、育児休業法第 3 条第 1 項の規定により、育児休業の期間の延長を請求しようとするとき（育児休業条例第 3 条第 7 号に規定する職員が任期を更新されることに伴い育児休業の期間の延長を請求しようとするときを除く。）は、育児休業承認請求書を育児休業の期間の末日とされている日の翌日の 1 月前まで（次に掲げる育児休業の期間を延長しようとする場合は、2 週間前まで）に知事に提出しなければならない。

- (1) 当該請求に係る子の出生の日から育児休業条例第 3 条の 2 に規定する期間内にしている育児休業（当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。）

- (2) 育児休業条例第 2 条の 3 第 3 号に掲げる場合に該当してしている育児休業

- (3) 育児休業条例第 2 条の 4 の規定に該当してしている育児休業

第 13 条の 5 中「辞令」を「発令通知書」に改める。

第 13 条の 6 第 5 項中「第 13 条の 3 第 2 項」を「第 13 条の 3 第 3 項」に、「第 3 項」を「第 4 項」に、「同条第 2 項」を「同条第 3 項」に改める。

第 14 条第 1 項中「育児短時間勤務の期間を延長しようとする日」を「その期間の末日とされている日の翌日」に改め、同条第 3 項を次のように改める。

- 3 第 13 条の 3 第 4 項本文の規定は、育児短時間勤務について準用する。

第 14 条に次の 1 項を加える。

- 4 育児休業条例第 11 条第 6 号に規定する育児短時間勤務計画書は、育児短時間勤務計画書（別記第 9 号様式の 9 の 2）によるものとし、育児短時間勤務承認請求書に添えて、知事に提出しなければならない。

第 15 条、第 15 条の 5 及び第 15 条の 8 中「辞令」を「発令通知書」に改める。

別記第 9 号様式の 3 を次のように改める。

第 9 号 様 式 の 3 (第 13 条 の 3 関 係)

育 児 休 業 承 認 請 求 書

鹿 児 島 県 知 事		殿	年 月 日		
			所 属 職 名 氏 名 (職 員 番 号 )		
次 の と お り 育 児 休 業 (期 間 の 延 長) の 承 認 を 請 求 し ま す。					
1 請 求 に 係 る 子	フリガナ				
	氏 名				
	続 柄 等				
	生 年 月 日	年	月	日	生
2 請 求 の 内 容	<input type="checkbox"/> 育 児 休 業 の 承 認 (次 に 掲 げ る 育 児 休 業 の 承 認 を 除 く。) <input type="checkbox"/> 同 一 の 子 に 係 る 3 回 目 以 後 の 育 児 休 業 の 承 認 (既 に 2 回 の 育 児 休 業 (育 児 休 業 法 第 2 条 第 1 項 各 号 に 掲 げ る 育 児 休 業 を 除 く。) を 取 得 し た 場 合 の も の に 限 る。) <input type="checkbox"/> 育 児 休 業 の 期 間 の 最 初 の 延 長 <input type="checkbox"/> 育 児 休 業 の 期 間 の 再 度 の 延 長 (同 一 の 子 に 係 る 3 回 目 以 後 の 育 児 休 業 の 承 認 (既 に 2 回 の 育 児 休 業 (育 児 休 業 法 第 2 条 第 1 項 各 号 に 掲 げ る 育 児 休 業 を 除 く。) を 取 得 し た 場 合 の も の に 限 る。), 育 児 休 業 の 期 間 の 再 度 の 延 長, 非 常 勤 職 員 の 1 歳 6 か 月 ま で の 子 の 育 児 休 業 の 承 認 又 は 非 常 勤 職 員 の 2 歳 ま で の 子 の 育 児 休 業 の 承 認 が 必 要 な 事 情 を 記 入 す る こ と。) ----- ----- -----				
3 請 求 期 間	年	月	日	か ら	年 月 日 ま で
4 既 に 育 児 休 業 を し た 期 間	年	月	日	か ら	年 月 日 ま で
	年	月	日	か ら	年 月 日 ま で
	年	月	日	か ら	年 月 日 ま で
	年	月	日	か ら	年 月 日 ま で
5 配 偶 者 (注 4 に 規 定 す る 場 合 に 記 入)	氏 名				
	育 児 休 業 の 期 間	年	月	日	か ら 年 月 日 ま で
6 備 考					

- 注 1 請求に係る子についての初めての育児休業の承認請求である場合は、当該請求に係る子の氏名、請求者との続柄等（請求に係る子が常勤職員規則第8条の4第1項第4号又は非常勤職員規程第12条第1項第4号に規定する特別養子縁組の成立前の監護対象者等に該当する場合においては、その事実。5において同じ。）及び生年月日を証明する書類又はその写しを添付すること。
- 2 「請求の内容」の欄の「1歳6か月までの子の育児休業」とは、育児休業条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当してする育児休業をいい、「2歳までの子の育児休業」とは、育児休業条例第2条の4の規定に該当してする育児休業をいう（4において同じ。）。
- 3 子の出生前に請求する場合は、「請求期間」の欄は出産予定日以後の期間とし、「請求に係る子」の欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- 4 「配偶者」の欄は、非常勤職員が1歳2か月までの子の育児休業（育児休業条例第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業をいう。）、1歳6か月までの子の育児休業又は2歳までの子の育児休業をしようとする場合に記入すること。
- 5 「備考」の欄には、請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合においてはその氏名、請求者との続柄等及び生年月日を、請求に係る子が養子の場合においては養子縁組の効力が生じた日を、請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においてはその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等を記入すること。
- 6 該当する□にはレ印を記入すること。

別記第 9 号様式の 4 の 2 を削る。

別記第 9 号様式の 9 の次に次の 1 様式を加える。

第 9 号様式の 9 の 2（第 14 条関係）

育児短時間勤務計画書

鹿児島県知事 殿		年 月 日	
		所属 職名 氏名 (職員番号 )	
鹿児島県職員等の育児休業等に関する条例第 11 条第 6 号の規定に基づき、再度の育児短時間勤務の承認の請求をする予定ですので、育児短時間勤務の計画について下記のとおり申し出ます。 なお、下記の記載事項に変更が生じた場合は、遅滞なく届け出ます。			
1 請求に係る子			
フリガナ 子の氏名	-----	生年月日	年 月 日生
2 請求者の計画			
請求期間	年 月 日から	年 月 日まで	
再度の請求予定期間	年 月 日から	年 月 日まで	
3 備考			

- 注 1 育児短時間勤務計画書は、育児短時間勤務承認請求書と同時に（変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後、遅滞なく）提出すること。
- 2 「請求期間」の欄には、育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入すること。
- 3 子の出生前に提出する場合は、「1 請求に係る子」の欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。
- 4 変更の届出の場合は、1 及び 2 の記載事項のうち変更する箇所のみ記入すること。

附 則

この訓令は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

.....

**鹿児島県訓令第 10 号**

鹿児島県非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 4 年 9 月 16 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する訓令

鹿児島県非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程（令和 2 年鹿児島県訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 24 条第 1 項第 13 号中「後 8 週間」を「以後 1 年」に改める。

附 則

この訓令は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。